

熱海市積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第10号

熱海市積立基金条例の一部を改正する条例

熱海市積立基金条例（平成29年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熱海市基金条例

第1条中「及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し、」を「の規定により熱海市が設置する基金に関し」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（設置）

第2条 特定の目的のために資金を積み立てるための基金（以下「積立基金」という。）を次の表のとおり設置する。

基金の名称	設置の目的
熱海市財政調整基金	年度間における財源の調整を行うことにより、市財政の健全な運営に資するため
熱海市減債基金	市債の償還の資金に充てることにより、市財政の健全な運営に資するため
熱海市職員退職手当基金	熱海市職員（地方自治法第204条第1項に規定する職員をいう。）が退職した場合に支給する退職手当の財源に資するため
熱海市環境衛生施設等整備基金	ごみ及びし尿処理施設並びに下水道施設の整備、管理及び運営に資するため
熱海市庁舎等建設基金	庁舎等（第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎、南熱海支所、泉支所、消防本部及び消防署の庁舎、消防署南熱海出張所並びに消防署泉分遣所をいう。）の建設に資するため
熱海市国民健康保険事業基金	国民健康保険事業の健全な運営に資するため
熱海市営住宅敷金管理基金	市営住宅の入居者の共同の利便となる施設の建設又は管理に資するため
熱海市観光振興基金	観光都市としてふさわしい観光施設の整備及び観光施策の推進に資するため

熱海市森林環境保全等対策基金	森林環境の保全又は整備を目的とした事業の推進に資するため
熱海市地域福祉基金	高齢者、障害者及び児童の福祉の向上を目的とする地域福祉事業に資するため
熱海市介護保険給付費準備基金	介護保険事業の運営期間における財政収支の均衡を図り、介護保険財政の健全な運営に資するため
熱海市交通遺児福祉事業基金	交通遺児の福祉の向上に資するため
熱海市文化振興基金	文化の香り高いまちづくりに資するための文化財団の設立並びに文化施設の整備及び維持管理に資するため

2 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（以下「運用基金」という。）を次の表のとおり設置する。

基金の名称	設置の目的
熱海市収入印紙等購買基金	収入印紙及び静岡県収入証紙の売りさばき事務を行うことにより市民の便宜を図るため
熱海市育英事業基金	熱海市育英事業の事務を円滑かつ効率的に行うため

（積立て）

第3条 積立基金に積み立てる額は、各会計年度においてその属する会計の歳入歳出予算で定める額とする。

第8条を第10条とする。

第7条第1項を次のように改める。

積立基金は、その設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。ただし、次の各号に掲げる積立基金については、その設置の目的を達成するための財源に充てる場合で、かつ、当該各号に定める場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものとする。

(1) 熱海市財政調整基金 地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。

(2) 熱海市減債基金 次のいずれかに該当するとき。

ア 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てる時。

イ 市債の償還の額が他の年度に比べて多額となる年度において、市債の償還の財源に充てる時。

ウ 地方財政法第4条の4第5号に該当するとき。

エ 市債のうち、地方税の減収の補填又は財源対策のため地方財政法第5条の3第1項に定める協議を経て発行されたものの償還の財源に充てるとき。

(3) 熱海市介護保険給付費準備基金 介護保険事業に要する経費（介護保険の事務に要する経費を除く。）に充てるとき。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 次の各号に掲げる運用基金は、当該各号に定める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 熱海市収入印紙等購買基金 収入印紙及び静岡県収入証紙の売りさばき事務を廃止したとき。

(2) 熱海市育英事業基金 次のいずれかに該当するとき。

ア 育英事業を廃止したとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

第6条を第8条とする。

第5条中「編入し」を「積み立て」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 運用基金の運用から生ずる収益は、その属する会計の歳入とするものとする。

第4条第1項中「積立基金」の次に「及び運用基金」を加え、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(歳計剰余金の編入)

第4条 各会計年度において一般会計の歳入歳出決算上生じた剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の2分の1を下らない額を熱海市財政調整基金に編入するものとする。

(運用基金の額)

第5条 運用基金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 熱海市収入印紙等購買基金 400万円以内

(2) 熱海市育英事業基金 4億円以内

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(熱海市収入印紙等購買基金条例及び熱海市育英事業基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(1) 熱海市収入印紙等購買基金条例（平成20年熱海市条例第16号）

(2) 熱海市育英事業基金条例（昭和42年熱海市条例第8号）

(旧条例による基金に属する現金等の引継ぎ)

3 この条例の施行の際、次の表の左欄に掲げる旧条例による同表の中欄に掲げる基金に属していた現金、有価証券その他の財産（以下「現金等」という。）は、同表の右欄に掲げるこの条例による基金に属する現金等として引き継ぐものとする。

旧条例	旧基金	新基金
熱海市収入印紙等購買基金条例	熱海市収入印紙等購買基金	熱海市収入印紙等購買基金
熱海市育英事業基金条例	熱海市育英事業基金	熱海市育英事業基金

(熱海市営住宅条例の一部改正)

4 熱海市営住宅条例（平成9年熱海市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「熱海市積立基金条例（平成29年熱海市条例第1号）」を「熱海市基金条例（平成31年熱海市条例第 号）」に改める。